

=====

特別養護老人ホームさんらく苑

高齢者虐待防止のための指針

=====

1. 施設における虐待の防止に関する基本的な考え方

当苑では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為にもあたるという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、又は高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 当苑では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。
- (2) 本委員会の運営責任者は施設長とし、介護主任・事務長・介護支援専門員・生活相談員・看護主任を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とします。
- (3) 身体抑制廃止委員会や事故防止検討委員会等、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設する事業と連携して、虐待防止検討委員会を開催する場合があります。
- (4) 虐待防止検討委員会は、定期的（年２回以上）かつ必要に応じて担当者が招集します。
- (5) 虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- (1) 定期的な研修の実施（年２回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待又はその疑い（以下「虐待等」という）が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の担当者に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や、緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します（ただし、虐待事案の取扱いについては、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に職員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することとします）。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行います。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の担当者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「第５ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設の公式サイトにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

３に定める研修会のほか、行政機関等の外部団体より提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則 この指針は、令和 ６年 ４月 １日より施行する。